

佐賀県告示第222号

鳥獣保護区の指定（昭和58年佐賀県告示第757号）の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年10月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>佐賀市三瀬村と神崎市脊振町との境界線と福岡県と佐賀県との境界線との交点を第1起点とし、第1起点から福岡県と佐賀県との境界線を南東へ進み脊振山南西の九州自然歩道に至り、同歩道を南へ進み蛤岳を経て南東へ進み国有林佐賀東部森林計画区14林班と同15林班との林班界に至り、同林班界を南東へ進み永山林道に至り、同林道を南へ進み吉野ヶ里町松隈の森林基幹道蛤岳横断線との交点に至り、同基幹道を北西へ進み神崎市と吉野ヶ里町との境界線に至り、同境界線を北東へ進み国有林と民有林との境界線に至り、同境界線を北西へ進み県道305号脊振山公園線を横断してさらに北西へ進み佐賀市と神崎市との境界線に至り、同境界線を北へ進み国有林佐賀東部森林計画区21林班と同22林班との境界線を経て第1起点に至る線で囲まれた区域及び国道385号と県道46号中原三瀬線との交点を第2起点とし、第2起点から同国道を南へ進み小野田ケミコ株式会社横の農道に入り、同農道を西へ進み歩道に至り、同歩道を北西へ進み林道松隈線との交点に至り、同林道を南西へ進み林道佐賀東部線との交点に至り、同林道を北西へ進み市有林と国有林佐賀東部森林計画区42林班との境界線に至り、同林班の林班界を北へ進み国有林佐賀東部森林計画区40林班との林班界に至り、国有林佐賀東部森林計画区40林班の林班界を北西へ進み国有林佐賀東部森林計画区43林班を経て神崎市神埼町と神崎市脊振町との境界線に至り、同境界線を北西へ進み</p>	<p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>佐賀市三瀬村と神崎市脊振町との境界線と福岡県と佐賀県との境界線との交点を第1起点とし、第1起点から福岡県と佐賀県との境界線を南東へ進み脊振山南西の九州自然歩道に至り、同歩道を南へ進み蛤岳を経て南東へ進み国有林佐賀東部森林計画区14林班と同15林班との林班界に至り、同林班界を南東へ進み永山林道に至り、同林道を南へ進み吉野ヶ里町松隈の森林基幹道蛤岳横断線との交点に至り、同基幹道を北西へ進み神崎市と吉野ヶ里町との境界線に至り、同境界線を北東へ進み国有林と民有林との境界線に至り、同境界線を北西へ進み県道305号脊振山公園線を横断してさらに北西へ進み佐賀市と神崎市との境界線に至り、同境界線を北へ進み国有林佐賀東部森林計画区21林班と同22林班との境界線を経て第1起点に至る線で囲まれた区域及び国道385号と県道46号中原三瀬線との交点を第2起点とし、第2起点から同国道を南へ進み有限会社吉尾土木横の農道に入り、同農道を西へ進み歩道に至り、同歩道を北西へ進み林道松隈線との交点に至り、同林道を南西へ進み林道佐賀東部線との交点に至り、同林道を北西へ進み市有林と国有林佐賀東部森林計画区42林班との境界線に至り、同林班の林班界を北へ進み国有林佐賀東部森林計画区40林班との林班界に至り、国有林佐賀東部森林計画区40林班の林班界を北西へ進み国有林佐賀東部森林計画区43林班を経て神崎市神埼町と神崎市脊振町との境界線に至り、同境界線を北西へ進み国有林</p>

改正前	改正後
<p>国有林佐賀東部森林計画区41林班の林班界に至り、同林班界を北東へ進み県道46号中原三瀬線との交点に至り、同県道を南東へ進み第2起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、<u>県担当職員や鳥獣保護員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>	<p>佐賀東部森林計画区41林班の林班界に至り、同林班界を北東へ進み県道46号中原三瀬線との交点に至り、同県道を南東へ進み第2起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、<u>県担当職員や鳥獣保護管理員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画又は第2種特定鳥獣管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>